

(趣旨)

第1条 この告示は、北杜市が発注する建設工事(以下「案件」という。)について、本市の入札参加資格が認定された者に対し、条件を付して行う一般競争入札について、入札参加者(以下「参加者」という。)の申請手続等の負担を軽減し、入札への参加機会の確保及び入札・契約事務の効率化を推進するとともに、入札並びに契約手続の一層の透明性、公平性、公正性及び競争性の向上を図ることを目的とし、「事後審査型条件付一般競争入札」(以下「事後審査型入札」という。)を実施するため、その事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(対象とする案件)

第2条 事後審査型入札は、市が発注する建設工事のうち次に掲げる工事について実施する。ただし、工事の特殊性、専門性、緊急性、その他事後審査型入札による方式が適さないと認められる場合は、この限りではない。

- (1) 予定価格が3,000万円以上の工事
- (2) [前号](#)に規定する工事のほか、市長が必要と認めた工事

(入札公告)

第3条 入札公告(以下「公告」という。)は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、[北杜市公告式規則\(平成16年北杜市規則第1号\)](#)により行うほか、北杜市ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載するものとする。

(入札参加資格要件)

第4条 事後審査型入札に参加できる者は、北杜市入札参加者名簿に登載された者で公告日から入札日までに、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であって、同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 北杜市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)を利用して行う入札(以下「電子入札」という。)にあつては、財団法人日本建設情報総合センター及び財団法人港湾空港建設技術サービスセンターが電子入札コアシステム対応認証局として指定した者が発行した電子証明書を取得し、電子入札システムに利用者登録を行った者であること。
- (3) 「北杜市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」の規定に基づく指名停止の措置期間が含まれていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過していない者でないこと。
- (6) 入札日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (7) 建設工事にあつては、対象工事の業種において建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23に規定する経営事項審査の総合評価値(P)が一定以上の者又は対象工事の業種の格付けが市の指定の等級であること。
- (8) 対象工事と同種又は類似の工事の施工実績がある者であること。
- (9) 対象工事に配置を予定する技術者が適正である者であること。(個別の工事に応じて技術者の資格、経歴及び同種の工事の施工従事経験を的確に明示すること。)なお、原則として工事完了まで配置予定技術者の変更は、病休・死亡・退職等の市が認める理由のほかは、認めないものとする。
- (10) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と、資本若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- (11) 共同施工方式で施工する場合であつては、[北杜市建設工事共同企業体取扱要綱\(平成16年北杜市告示第48号\)](#)の規定による構成員要件を満たし、建設工事共同企業体を結成すること。
- (12) その他市長が定めた資格を満たす者であること。

(市長が定める資格)

第5条 市長は、[前条第12号](#)の参加資格を施行令第167条の5第1項の規定により入札案件ごとに定め、同条第2項の規定により公告に記載するものとする。

2 市長は、[前条第12号](#)の参加資格を定めるときは、北杜市入札参加資格審査委員会(以下「審査委員会」という。)に諮り決定するものとする。

3 [前項](#)の審査委員会は、副市長、企画部長、総務部長、工事検査監、管財課長及び各案件の担当部長をもって構成する。

4 審査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(入札参加等)

第6条 参加者は、受付期間内に北杜市事後審査型条件付き一般競争入札参加申出書([様式第1号](#)。以下「申出書」という。)をファックスにより、電子入札に参加しようとする者(以下「電子入札参加者」という。)は、参加申請書を

電子入札システムにより公告に示す期日までに提出するものとする。ただし、電子入札参加者の中に紙媒体により電子入札に参加しようとする者(以下「電子入札紙参加者」という。)がいるときの参加申請書の提出方法は、ファックスによるものとする。

2 前項の申出書等の受付期間は、公告に記載する。

(入札保証金及び契約保証金)

第7条 入札保証金及び契約保証金は、北杜市財務規則(平成16年北杜市規則第50号。以下「財務規則」という。)の規定によるものとし、公告に明示する。

2 入札保証金は、落札者にあつては契約保証金の納付後(契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合は、当該担保の提供後)、その他の者にあつては落札者の決定後に返還するものとする。

(設計図書等)

第8条 設計図書等は、原則として公告に示す期間、市のホームページに掲載するものとし、参加者が必要に応じてダウンロードして使用するものとする。

(設計図書等に対する質疑応答)

第9条 設計図書等に対して質問を受け付ける期間、回答期限及び質問先は、公告する。

2 質問は、質問書(様式第2号)により行うものとし、その提出方法はファックスによるものとする。

3 質問及び回答の内容は、ホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

(入札等)

第10条 入札の執行回数は、1回とする。

2 参加者は、公告において指定された日時、場所及び提出方法により、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 北杜市事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(様式第3号。以下「申請書」という。)

(2) 北杜市事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件等総括表(様式第4号)

(3) 工事施工実績調書(様式第5号)及びその工事施工実績が確認できるものの写し

(4) 配置予定技術者調書(様式第6号)及びその資格等が確認できるものの写し

(5) 建設業許可の写し

(6) 総合評定値通知書(経営事項審査)の写し(直近のもの)

(7) 工事費積算内訳書

(8) その他本件指定の書類

3 前項の書類は、市長が必要と認めた場合は、受付期限を定め、事前に提出させることができるものとする。

4 入札書(様式第7号)は、長形3号程度の封筒に入れ、封筒の表面に、入札・契約番号、件名、入札日、入札者の商号又は名称、住所、電話番号、ファックス 番号を横書きで記載し、「入札書在中」と横書きで朱書きし、封かん封印(入札書と同一印)すること。なお、封筒については、入札者の商号又は名称、住所、電話番号及びファックス番号等の印刷された自社封筒を使用してもよいものとする。ただし、入札公告において入札と開札が同時刻の場合は、この項の規定は適用しない。

5 入札書は、1通の封筒に1枚のみとし、開封して2枚以上の入札書が入っていた場合は、すべての入札書を無効とする。

6 提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回は認めない。

7 電子入札参加者は、電子入札システムにより入札を行うものとする。ただし、電子入札紙参加者は、持参等により入札書を提出するものとする。

(公正な入札の確保)

第11条 参加者は、次の各号に定めるもののほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

(1) 参加者は、入札にあたり競争を制限する目的で他の参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

(2) 参加者は、落札候補者の決定前に、他の参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(3) 参加者は、入札前に他の参加者を探る行為をしてはならない。

(入札の延期又は中止)

第12条 市長は、天災等の不可抗力による場合、参加者が連合し若しくは不穏な行動をなす場合等やむを得ない理由により入札を執行できない場合又は入札を公正に執行することができないおそれがあると認めたときは、既に公告した事項の変更又は当該入札を延期若しくは中止することができる。これらの場合において、参加者が損害を受けることがあっても賠償の責任を負わないものとする。

(入札の辞退)

第13条 参加者は、入札を辞退する場合は、入札辞退届(様式第8号)を入札の前までに提出するものとする。ただし、電子入札参加者は入札書受付締切日までに電子入札システムにより、また、電子入札紙参加者は持参等により提出するものとする。

2 入札を辞退した者が、これを理由として不利益な取扱いを受けることはないものとする。

(無効の入札)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札に関して不正行為があった者が行った入札
- (3) [財務規則第165条](#)の規定の適用がある場合を除き、入札保証金を納付していない者が行った入札
- (4) 入札金額が訂正されている入札
- (5) 入札金額が0円の入札
- (6) 積算内訳書を提出しなければならない場合において、積算内訳書を提出しなかった者が行った入札又は提出された積算内訳書と入札書の金額が異なる入札
- (7) 記名及び押印がない入札
- (8) 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (9) 1通の封筒に2枚以上の入札書が入っていた場合の入札
- (10) 明らかに連合によると認められる入札
- (11) 同一の入札で、代表者が同一人となっている者が一緒に入札した場合の入札
- (12) 同一の入札で、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく中小企業等協同組合とその組合員が一緒に行った入札
- (13) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札
- (14) [前各号](#)に掲げるもののほか、入札条件に違反した者が行った入札
(代理人)

第15条 参加者は、代理人を定め、入札及び開札に関する一切の権限を委任することができる。この場合は、委任状([様式第9号](#))を持参させなければならない。

2 参加者又は参加人の代理人は、当該入札に対する他の参加人の代理人となることはできない。

3 参加者は、施行令第167条の4の規定に該当する者を参加者の代理人とすることができない。

(開札の立会い)

第16条 参加者又は参加者の代理人が一人も開札に立ち会わないときは、当該開札事務に関係のない職員を立ち会わせる。

(開札)

第17条 開札事務担当者は、開札した後、予定価格の範囲内(最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内)で最も低い価格で入札した者から順に落札候補者とし、紙入札にあっては、価格の低い順に3番目の者までその入札価格及び落札候補者の名前を読み上げ、落札を保留し、最低価格の落札候補者から順に入札参加資格要件等の審査を行い、後日落札決定する旨を宣言して開札を終了するものとする。電子入札にあっては、電子入札システム内に収められた[様式](#)のうち、保留通知書に価格の低い順に3番目までの入札価格及び落札候補者の名前を記載し、電子入札システムにより入札参加者に通知して開札を終了する。この場合において、当該電子入札に電子入札紙参加者がいるときは、電子入札システムによる通知と合わせ、紙入札と同様に価格の低い順に3番目までその入札価格及び落札候補者の名前を読み上げ、落札を保留し、開札を終了するものとする。

2 予定価格を超えた入札書、最低制限価格を設けた場合にあっては最低制限価格より低い価格の入札書は失格とする。

3 入札額に同額がある場合は、くじ引きで落札候補者の順位を決定する。この場合において、当該入札者又はその代理人が立会人として開札に立ち会っていないときは、これに代わり開札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。ただし、電子入札において落札候補者となる入札に同額の入札が2以上ある場合は、電子入札システムに内蔵された自動くじをもってその順位を決定する。

4 開札事務担当者は、入札時に入札経過表を作成し、当該入札に係るすべての参加者名及び入札金額を記載するものとする。

(落札者の決定)

第18条 市長は、入札日の翌日から起算して3日以内(閉庁日を除く。以下[第6項](#)及び[第7項](#)においても同様とする。)に最も価格の低い落札候補者から順に、申請書及び指定された添付書類を審査委員会に諮り審査するものとする。ただし、公告において書類の提出期日が入札後とされた場合は、書類の提出期限の翌日から起算して3日以内(閉庁日を除く。以下[第6項](#)及び[第7項](#)においても同様とする。)に審査するものとする。

2 審査の結果、1番目の落札候補者が不合格となった場合は、次の順位の者を落札候補者として審査するものとする。

3 市長は、審査の結果、落札候補者が合格したときは、当該候補者を落札者に決定し、速やかに通知するものとする。

4 落札決定までに、落札候補者が公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該候補者の入札参加資格はないものとする。

5 落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めた場合は、当該落札候補者に入札参加資格不適格通知書([様式第10号](#)。以下「不適格通知書」という。)を送付するものとする。

6 不適格通知書の送付を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して3日以内に入札参加資格を満たしていないとされた理由について説明要請書([様式第11号](#)。以下「要請書」という。)により説明を求めることができる。

7 市長は、[前項](#)の規定により要請書が提出された場合は、審査委員会に諮り受理した日の翌日から起算して3日以内に説明要請に対する回答書([様式第12号](#))により回答するものとする。

8 不適格通知書の送付を受けた者は、市長が落札決定を受けた者と契約を締結すること及び[第20条](#)に規定する入札の結果を公表することを妨げることはできない。

(費用の負担)

第19条 入札書等の作成、提出などに要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(入札結果の公表)

第20条 入札結果は、[北杜市建設工事等に係る発注見通し、予定価格及び入札結果等公表要領\(平成24年北杜市告示第5号\)](#)に基づき公表する。

(異議申立て)

第21条 参加者は、入札後、説明書、設計図書、仕様書、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第22条 この告示に定めるもののほか、事後審査型入札の執行に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年8月24日告示第45号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年7月28日告示第35号)

この告示は、平成20年8月1日から施行する。

附 則(平成21年6月1日告示第53号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年11月19日告示第99号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年2月25日告示第13号)

この告示は、平成22年3月1日から施行する。

附 則(平成22年7月27日告示第50号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年5月25日告示第53号)

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年2月24日告示第5号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第33号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年11月9日告示第99号)

この告示は、公布の日から施行する。

[様式第1号\(第6条関係\)](#)

様式第1号(第6条関係)

北杜市事後審査型条件付一般競争入札参加申出書

年 月 日

北 杜 市 長 様

住 所
商号・名称
代表者氏名
(担当部署及び担当者名)
TEL FAX

年 月 日公告の下記の工事に係る事後審査型条件付一般競争入札に参加したいので、入札参加の申出をします。

なお、入札参加資格要件をいずれも満たしており、この申出書の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

入札番号		契約番号	
件 名			

入 札 参 加 資 格 要 件

1 経営事項審査事項

登 録 番 号	
業種・許可区分	工事(特定 ・ 一般)
総合評定値(P)	点
審 査 基 準 日	年 月 日

2 工事施工実績事項

工 事 名	
工 事 場 所	
発 注 者 名	
契 約 金 額	円(消費税及び地方消費税の額を含む)
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
工 事 概 要	

3 技術者事項

(1)当該工事配置予定技術者 氏名	生年月日	年	月	日
(2)当該工事配置現場代理人 氏名	生年月日	年	月	日

- 注1 この申請書に押印は不要です。 受付期限までにファックスで送付してください。
2 登録番号は北杜市における工事の登録番号を記入してください。総合評定値(P)は経営事項審査の総合評定値(P)を記入してください。ただし、北杜市における等級指定の業種である場合は記入不要です。
3 入札時に各事項を証明する関係書類を提出してください。
4 工事施工実績は、当該工事と同種又は類似の工事を記載してください。
5 配置技術者及び現場代理人は、入札日までに所属会社と3か月以上の雇用期間が必要です。

[様式第2号\(第9条関係\)](#)

様式第2号(第9条関係)

質 問 書
(フ ァ ッ ク ス 送 付 票)

送 信 先

北杜市役所 _____ 課

担 当 者 _____

送 信 元

商号又は名称 _____

担 当 者 _____

電話番号 _____ FAX番号 _____

入札番号	
事 業 名	
件 名	
質 問 事 項	

[様式第3号\(第10条関係\)](#)

様式第3号(第10条関係)

北杜市事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

北 杜 市 長 様

住 所

商号・名称

代表者氏名



年 月 日公告の下記の工事に係る事後審査型条件付一般競争入札について、添付書類を添えて入札参加資格確認を申請します。

なお、本申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

入札番号		契約番号	
件 名			

添付書類

- 1 事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件等総括表(様式第4号)
- 2 工事施工実績調書(様式第5号)及びその工事施工実績が確認できるものの写し
- 3 配置予定技術者調書(様式第6号)
- 4 建設業許可の写し
- 5 総合評定値通知書(経営事項審査)の写し(直近のもの)
- 6 その他本件指定の書類

[様式第4号\(第10条関係\)](#)

様式第4号(第10条関係)

事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件等総括表

商号・名称 _____

要 件 等	内 容	備 考
1 地方自治法施行令 第167条の4第1項 第167条の4第2項	該当する・該当しない 該当する・該当しない	
2 建設業の許可及び有効期限	工事 特定・一般 年 月 日から 年 月 日まで	
3 北杜市の入札参加資格	登録番号() 当該業種() 等 級() 北杜市における総合評定値 (点)	工事にあたって等級指定のない業種は、記入不要。 北杜市における総合評定値の通知を受けていない者は記入不要
4 設計業務等受託者との関係	有 ・ 無	条件指定がある場合のみ記入
5 経営事項審査の総合評定値(P)	点	
6 同種・類似公共工事の元請としての実績	有 ・ 無	様式第5号「工事施工実績調書」に記載
7 監理(主任)技術者の配置	①資 格 有 ・ 無 ②工事経験 有 ・ 無	様式第6号「配置予定技術者調書」に記載
8 北杜市の指名停止措置	該当あり ・ 該当なし	

注1 2は今回申請の工事種別について記載してください。

2 4は条件指定した場合のみ記入してください。

3 内容については、記入するもの以外は該当するものを○で囲んでください。

[様式第5号\(第10条関係\)](#)

様式第5号(第10条関係)

工 事 施 工 実 績 調 書

商号・名称 _____

入札番号		契約番号	
件 名			

実績要件等の工事施工実績

工 事 名			
発注者名			
施工場所			
契約金額	円(消費税及び地方消費税の額を含む)		
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
受注形態	☐ 単 体 ☐ 共同企業体(出資比率 %)		
工 事 概 要			
項 目	形 式 ・ 数 量 等		

- 注1 工事施工実績は、1件あれば可とします。
- 2 調書に記載した工事施工実績が確認できる次のいずれかの書類を添付してください。
ただし、工事施工実績が北杜市から元請として請負った工事の場合は、添付書類を省略することができます。
- ① 発注者が施工実績を証明する書類又はその写し
 - ② CORINS(工事実績情報サービス)の竣工時の工事カルテの写し
 - ③ 請負契約書の写し、工事完成検査結果通知書の写し等施工実績を確認できる書類

[様式第6号\(第10条関係\)](#)

様式第6号(第10条関係)

配 置 予 定 技 術 者 調 書

商号・名称 _____

フリガナ 氏 名			
生 年 月 日	年 月 日		
資 格 区 分			
監理技術者証	☐ 有 (年 月 日 交付) ☐ 無		
従事中の工事	☐ 有 (完成期限 年 月 日) ☐ 無		
雇 用 状 況 等	☐ 入札日までに3か月以上の雇用関係がある。 ☐ 営業所の専任技術者ではない。 ☐ 建築士事務所の監理建築士ではない。		
配置予定技術者の工事経歴 (以下は要件として工事経歴が求められていない場合は記入不要です。)			
入 札 番 号		契約番号	
工 事 名			
発 注 者 名			
契 約 金 額	円(消費税及び地方消費税の額を含む)		
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
工 事 概 要			

- 注1 資格区分には、法令による資格・免許の名称、その取得年月日及び登録番号を記入してください。
- 2 工事経歴の欄には、最近の代表的な類似工事の経歴について、類似のものがいない場合は、その他主要な工事について記入してください。

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

契約担当者
北杜市長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
上記代理人氏名

入 札 書

閲覧に供された設計図書及び北杜市事後審査型条件付一般競争入札共通説明書等、了承のうえ入札します。

入 札 金 額									
拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札番号 第 号

事 業 名

件 名

(注) 委任状を提出して代理人が入札する場合は、「上記代理人氏名」に記載のうえ押印すること。

様式第8号(第13条関係)

年 月 日

北杜市長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

入 札 辞 退 届

年 月 日入札の下記の事業にかかる北杜市事後審査型条件付一般競争入札について入札参加の申し出をしましたが、都合により入札を辞退します。

記

入札番号 第 号

事 業 名

件 名

辞退の理由

[様式第9号\(第15条関係\)](#)

様式第9号(第15条関係)

委 任 状

私は、今般 を代理人と定め、北杜市において行われます
下記の入札案件の入札及び開札に関する一切の権限を委任します。

記

入札番号 第 号

事業名

件 名

年 月 日

北杜市長 様

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

受任者 住 所

氏 名

様式第10号(第18条関係)

様式第10号(第18条関係)

第 号
年 月 日

商号・名称
代表者氏名 様

北杜市長 印

入札参加資格不適格通知書

下記の案件について、入札参加資格の審査を行った結果、貴社はこの案件について入札参加資格を満たしていないと判断しましたので通知します。

なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(閉庁日を除く。)に入札参加資格を満たしていないとされた理由について説明要請書(様式第11号)により説明を求めることができます。

記

1 対象となる件名

入札番号		契約番号	
件 名			
入 札 日	年 月 日		

2 資格を満たしていないと判断した事項及び理由

様式第11号(第18条関係)

年 月 日

北 杜 市 長 様

商号・名称

代表者氏名

㊦

所 在 地

電 話 番 号

説 明 要 請 書

年 月 日付け、第 号で入札参加資格不適格通知を受け
ましたが、下記のとおり入札参加資格を満たしていないとされた理由の説明を要請します。

なお、北杜市事後審査型条件付一般競争入札実施要領第18条第8項の規定を遵守します。

記

1 説明要請の対象となる件名

入札番号		契約番号	
件 名			
入 札 日	年 月 日		

2 説明要請にかかる事項

--

3 2の説明要請を求める根拠となる事項

--

年 月 日

様

北杜市長 

説明要請に対する回答書

年 月 日付で入札参加資格を満たしていないとされた理由についての説明要請書が提出された件について下記のとおり回答いたします。

記

1 対象となる件名

入札番号		契約番号	
件 名			
入 札 日	年 月 日		

2 説明要請にかかる事項

3 回答の根拠となる事項